

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例

(地方税法附則第15条第25項)

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税(償却資産)について、取得から3年間、課税標準の特例があります。発電設備の取得時期等により、特例の対象となる資産や特例率が異なります。

1 太陽光発電設備

〈取得時期〉 令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの

〈適用期間〉 取得した年の次の課税年度から3年度分

〈特例割合〉

発電出力1,000kw未満…課税標準額3分の2

発電出力1,000kw以上…課税標準額4分の3

〈対象設備〉

再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得したもの

※再生可能エネルギーの固定価格買取(FIT)制度、補助額上乘(FIP)制度の認定を受けたものは対象外

〈提出書類〉

・固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申告書

・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書(写し)

公益財団法人日本環境協会(平成30年3月31日までは一般社団法人環境共創イニシアチブ)発行

・出力規模が確認できる資料(仕様書、見積書等)

※償却資産申告書と一緒に提出してください。

2 風力発電設備

〈取得時期〉 令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの

〈適用期間〉 取得した年の次の課税年度から3年度分

〈特例割合〉

発電出力20kw未満…課税標準額4分の3

発電出力20kw以上…課税標準額3分の2

〈対象設備〉

経済産業省の「再生可能エネルギーのFIT・FIP制度」の認定を受けて売電をしている設備

<提出書類>

- ・固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書
- ・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書（写し）
- ・電気事業者が発行する「電気受給契約に関するお知らせ」または「系統連系契約書」（写し）
※償却資産申告書と一緒に提出してください。

3 水力・地熱・バイオマス発電設備

<取得時期> 令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの

<適用期間> 取得した年の次の課税年度から3年度分

<特例割合>

- ・水力発電設備

5,000kw 未満	2分の1	5,000kw 以上	4分の3
------------	------	------------	------

- ・地熱発電設備

1,000kw 未満	3分の2	1,000kw 以上	2分の1
------------	------	------------	------

- ・バイオマス発電設備(2万 kw 未満)

10,000kw 未満	2分の1	10,000kw 以上	3分の2
-------------	------	-------------	------

<対象設備>

経済産業省の「経済産業省の「再生可能エネルギーのFIT・FIP制度」の認定を受けて売電をしている設備

<提出書類>

- ・固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書
- ・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書（写し）
- ・電気事業者が発行する「電気受給契約に関するお知らせ」または「系統連系契約書」（写し）
※償却資産申告書と一緒に提出してください。

問合せ・提出先

能代市 総務部 税務課 固定資産税係

TEL 0185-89-2127（直通）

FAX 0185-89-1764

E-Mail zeimu@city.noshiro.lg.jp